

療育手帳をお持ちの方への福祉ガイド

真庭市健康福祉部福祉課 (TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369)

1 年金・手当 令和8年4月1日現在 ○ 該当 △ 一部該当

| 制 度 | 内 容 | 程 度 | | | | 窓 口 | 備 考 |
|----------------|---|--------------------|--------|--------|--------|------------------------|--------------------|
| | | A | | B | | | |
| | | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | | |
| 障害基礎年金 | 20歳になる前に初診日のある病気やけがで障がい者になった方、年金制度加入後に初診日のある病気やけがで障がい者になった方（被保険期間の2/3以上の期間保険料を納めていることが必要です）に障がいの程度に応じて支給されます。 | 国民年金法に定める障害に該当された方 | | | | 真庭市市民課及び各振興局 日本年金機構 | |
| 特別児童扶養手当 | 精神又は身体及び知的に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。 重度障がい児 月額 58,450円 中度障がい児 月額 38,930円 | ○ | ○ | | | 真庭市福祉課及び各振興局 | 所得制限あり |
| 障害児福祉手当 | 精神又は身体に障がいがあるため日常生活において常時介護が必要な20歳未満の障がい児本人に支給されます。（施設に入所されている方を除く） 月額 16,560円 | ○ | △ | | | 真庭市福祉課及び各振興局 | 所得制限あり |
| 特別障害者手当 | 精神又は身体に障がいがあるため日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者本人に支給されます。（施設に入所されている方、入院を3ヶ月以上されている方を除く） 月額 30,450円 | △ | △ | | | 真庭市福祉課及び各振興局 | 所得制限あり |
| 岡山県心身障害者扶養共済制度 | 心身に障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を払い込んでいけば、その保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき障がい者に年金が一生を通じて支給されます。なお、年金支給前に障がい者の方が亡くなられた場合は、加入期間に応じて2万円から10万円の弔慰金が支給されます。 年金月額 20,000円(1口) (A所持者は10,000円の加算) | ○ | ○ | ○ | ○ | 真庭市福祉課及び各振興局 | 住民税非課税世帯は、掛金減免制度あり |

2 税等の軽減

| 制 度 | 内 容 | 程 度 | | | | 窓 口 | 備 考 |
|-------------------------|--|-------------|--------|--------|--------|----------------------------------|-----|
| | | A | | B | | | |
| | | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | | |
| 所 得 税 | 次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 400,000円 (A) 同居の特別障害者扶養控除 750,000円 障害者控除 270,000円 (B) | ○ | ○ | | | 給与担当者 真庭市税務課 | |
| 住 民 税 | 次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 300,000円 (A) 同居の特別障害者扶養控除 530,000円 障害者控除 260,000円 (B) | ○ | ○ | | | 真庭市税務課 及び各振興局 | |
| 相 続 税 | 障がい者が相続により財産を取得する場合に、障がいの程度、年齢に応じて相続税の控除が受けられます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 久世税務署 | |
| 贈 与 税 | 重度の知的障がい者・児を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて財産を信託したとき、信託受託権が6,000万円（（特別障害者以外の場合は3,000万円））まで非課税になります。 | ○ | ○ | | | 久世税務署 | |
| 利子等の非課税 | 障がい者名義の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子について非課税になります。 | ○ | ○ | | | 金 融 機 関 | |
| 自動車税・軽自動車税・自動車取得税 | 障がい者本人又は同一生計者が運転し、障がい者のために利用される自動車に係る税金が免除又は減免されます。障がい者1人につき、普通車は又は軽自動車いずれか1台に限ります。「事業用」は除きます。 | ○ | ○ | | | 岡山県美作県民局税務部真庭市税務課(軽自動車税) | |
| NHK受信料真庭ひかりネットワーク利用料の免除 | 【全額免除】療育手帳保持者が世帯構成員で、かつ、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合 | △ | △ | △ | △ | 真庭市福祉課、各振興局 NHK岡山放送局真庭いきいきテレビ | |
| | 【半額免除】世帯主が重度の療育手帳をお持ちの方で、かつ、受信契約者の場合 | ○ | ○ | | | | |

3 医療・保健

| 制 度 | 内 容 | 程 度 | | | | 窓 口 | 備 考 |
|--------------|---|-------------|--------|--------|--------|-------------|-----|
| | | A | | B | | | |
| | | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | | |
| 障害者医療費公費負担制度 | 障害者医療費の自己負担額は一割で、世帯の所得区分に応じた自己負担限度額が設けられています。 | ○ | ○ | △ | | 真庭市市民課、各振興局 | |
| 後期高齢者医療制度 | 65歳～74歳の方が、申請されることにより後期高齢者医療制度に加入できます。医療費の自己負担割合は1割又は2割（現役並み所得者は3割）となります。 | ○ | ○ | | | 真庭市市民課、各振興局 | |

4 生活・社会参加

| 制 度 | 内 容 | 程 度 | | | | 窓 口 | 備 考 |
|----------------|---|-------------|--------|--------|--------|---------------------------------------|--------------------|
| | | A | | B | | | |
| | | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | | |
| 日常生活用具の給付 | 障がいのある方の日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。 対象種目等は「真庭市障がい福祉ガイドブック」をご覧ください。(例) 頭部保護帽 | △ | △ | | | 真庭市福祉課及び各振興局 | |
| 生活福祉資金の借り入れ | 障がい者が日常生活用具の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費の貸付、身体障がい児・者、知的障がい児・者の日常生活の便宜を図るために生計を同じくしている者が運転する自動車の購入に必要な経費の貸付をしています。この他に福祉資金（失業、療養、介護等、教育支援資金、緊急小口資金の貸し付け制度）があります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 社会福祉協議会 (真庭市・民生委員児童委員) | |
| 市営住宅の入居緩和 | 市営住宅の入居資格のうち収入基準額が緩和されるとともに、単身入居が可能となります。また、家賃の基準となる所得から障がいの程度によって段階的な控除があります。 | ○ | ○ | △ | △ | 真庭市まちづくり推進課 | |
| 各種入場料の割引 | 窓口で手帳を提示してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 有料道路の通行料金の割引 | 登録済みの車両を介護者が運転し、第一種障がい者が同乗して通行する場合 50%割引 ※車を持っていない人でもタクシーや知人の車等で割引可能（申請必要） | ○ | ○ | | | 真庭市福祉課及び各振興局 | |
| 福祉移送サービス | 日常の外出において、介助者がいないと移動や単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方のために、福祉車両で送迎します。 利用回数：月6回 登録料：1,200円（年） 利用料：15分あたり250円 ※利用するためには事前登録が必要です。 | △ | △ | △ | △ | 真庭市福祉課及び各振興局 | 申請後、審査したうえで登録されます。 |
| ほっとパーキングおかやま | 県と協定を結んでいる施設の身体障がい者等用駐車場を利用するのに利用証を掲示すれば優先して利用することができます。 | ○ | ○ | | | 美作県民局健康福祉部県保健所 (支所含む) 真庭市福祉課及び各振興局 | |
| 駐車禁止除外指定車標章の交付 | 駐車禁止指定表示区域内でも、標章を提示すれば、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。 | ○ | ○ | | | 真庭警察署 | |
| 保育料 | 保育園料が減免される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。 | △ | △ | △ | △ | 真庭市子育て支援課及び各振興局 | |
| 障害者総合相談 | 障がい者本人や家族をはじめ、関係者の方々の生活上のいろいろな悩みや心配ごとに対して、相談員が電話・面接により相談を受けます。 月～金) 9:30～16:30 電話(086)223-0020 FAX(086)223-4597 | ○ | ○ | ○ | ○ | 岡山県身体障害者福祉連合会 | |
| 医療的ケア児に関する相談 | 医療的ケア児とその家族への相談対応や情報提供を受けることができます。 月～金) 8:30～17:15 電話(086)275-4518 ※窓口及び専用サイトでの対応 | | | | | 岡山県医療的ケア児支援センター | |
| 発達相談 | 発達や発育、集団生活での適応など社会生活の中で困りごとを持つ方の相談に応じます。また、幼児期から成人期までの一貫した支援を関係機関と連携して行います。 月～金) 8:30～17:15 電話 0867-42-1080 | | | | | 真庭市発達発育支援センター | |

5 交通運賃の割引

| 制 度 | 要 件 | 割 引 率 | 程 度 | | | | 備 考 |
|------|-------------------|--|-------------|--------|--------|--------|-------------------------------------|
| | | | A | | B | | |
| | | | 最 重 度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 | |
| J R | 本人・介護者同伴 | 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券 本人 50%割引 介護者 50%割引（小児定期乗車券には適用されません） | ○ | ○ | | | |
| | 本人が一人で乗車 | 100km以上の普通乗車券 50%割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 本人が12才未満で定期券を買うとき | 介護者とともに利用するとき 介護者50%割引（本人の小児定期乗車券には適用されません。） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| バ ス | 本人・介護者同伴 | 運賃（普通乗車券） 本人 50%割引 介護者 50%割引 定期乗車券 12才以上障がい者及び介護者 30%割引 | ○ | ○ | | | バス会社、タクシー会社によってはこの制度を利用できない場合があります。 |
| | 本人が一人で乗車 | 運賃（普通乗車券） 本人 50%割引 定期乗車券 12才以上障がい者のみ 30%割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| タクシ- | 手帳提示 | 手帳所持者が乗っているタクシー 10%割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 航 空 | 12才以上の本人が介護者と旅行 | 大人普通片道運賃 本人 25%割引 介護者 25%割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | 航空会社によって割引率が異なることがあります。 |
| | 12才以上の本人が旅行 | 大人普通片道運賃 本人 25%割引 介護者 25%割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

6 市役所・関係機関連絡先

| 機 関 名 | 住 所 | 連 絡 先 |
|---------------------|--------------|--------------|
| 真庭市発達発育支援センター | 真庭市久世 2928 | 0867-42-1080 |
| 真庭市福祉事務所及び福祉課 | 真庭市久世 2927-2 | 0867-42-1581 |
| 真庭市健康福祉部健康推進課 | 真庭市久世 2927-2 | 0867-42-1050 |
| 真庭市健康福祉部子育て支援課 | 真庭市久世 2927-2 | 0867-42-1054 |
| 真庭市生活環境部市民課 | 真庭市久世 2927-2 | 0867-42-1112 |
| 真庭市総務部税務課 | 真庭市久世 2927-2 | 0867-42-1114 |
| 真庭保健所 | 真庭市勝山 591 | 0867-44-2990 |
| 津山児童相談所 | 津山市山北 288-1 | 0868-23-5131 |
| 知的障害者更生相談所 津山支所 | 津山市山北 288-1 | 0868-23-5131 |
| 津山公共職業安定所 | 津山市山下 9-6 | 0868-22-8341 |
| 津山年金事務所 | 津山市山下 53 | 0868-31-2360 |
| おかやま発達障害者支援センター県北支所 | 津山市山北 53 | 0868-22-1717 |

8 知的障害者相談員

| 氏名 | 担当地区 | 住 所 | 連 絡 先 |
|-------|------|--------------|--------------|
| 植木 知子 | 北房 | 真庭市上中津井 1305 | 0866-52-3736 |
| 高橋 逸子 | 久世 | 真庭市草加部 587 | 0867-42-1195 |
| 岡田 末佳 | 美甘 | 真庭市美甘 4126-4 | 0867-56-2252 |
| 金盛 廣美 | 湯原 | 真庭市粟谷 693 | 0867-65-2845 |
| 木村 仁子 | 八束 | 真庭市蒜山中福田 776 | 0867-66-4331 |
| 中村 聡 | 川上 | 真庭市蒜山上福田 502 | 0867-66-3917 |

7 津山児童相談所・更生相談所相談日

| 機 関 名 | 相 談 日 | 連 絡 先 |
|------------|----------------|--------------------|
| 児童相談 | 毎日（土・日・祝祭日を除く） | 0868-23-1298 |
| 知的障害者更生相談所 | 毎日（土・日・祝祭日を除く） | 0867-42-7966 |
| 巡回児童相談 | 真庭市内各会場 | 子ども家庭センター（42-1816） |